

**青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市遺失物・拾得物取扱要項**

1 趣旨

この要項は、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、弘前市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場、駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、各競技会場の受付案内所とし、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実施本部（以下「実施本部」という。）の受付案内係が取扱業務及び一時保管を行う。
- (2) 実施本部受付案内係は、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、各競技会場の実施本部総務係へ引き継ぐ。
- (3) 実施本部総務係は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに市実行委員会へ引き継ぐ。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、市実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第4号）を貼付して一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第5号）及び遺失物一覧簿（様式第6号）に必要事項を記入の上、拾得物一覧簿（様式第3号）と照合し、該当する物件がない場合は、遺失者に対し、遺失物届出書（様式第5号）の届出番号を伝えとともに、当該遺失者に対して、弘前警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第8号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、可能であれば遺失者に電話で確認の上、遺失物受領書（様式第7号）

を作成し、署名を受ける。

- (3) 拾得者が報労金請求権を取得した場合は、市実行委員会が拾得物返還通知書（様式第9号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び弘前警察署への提出等

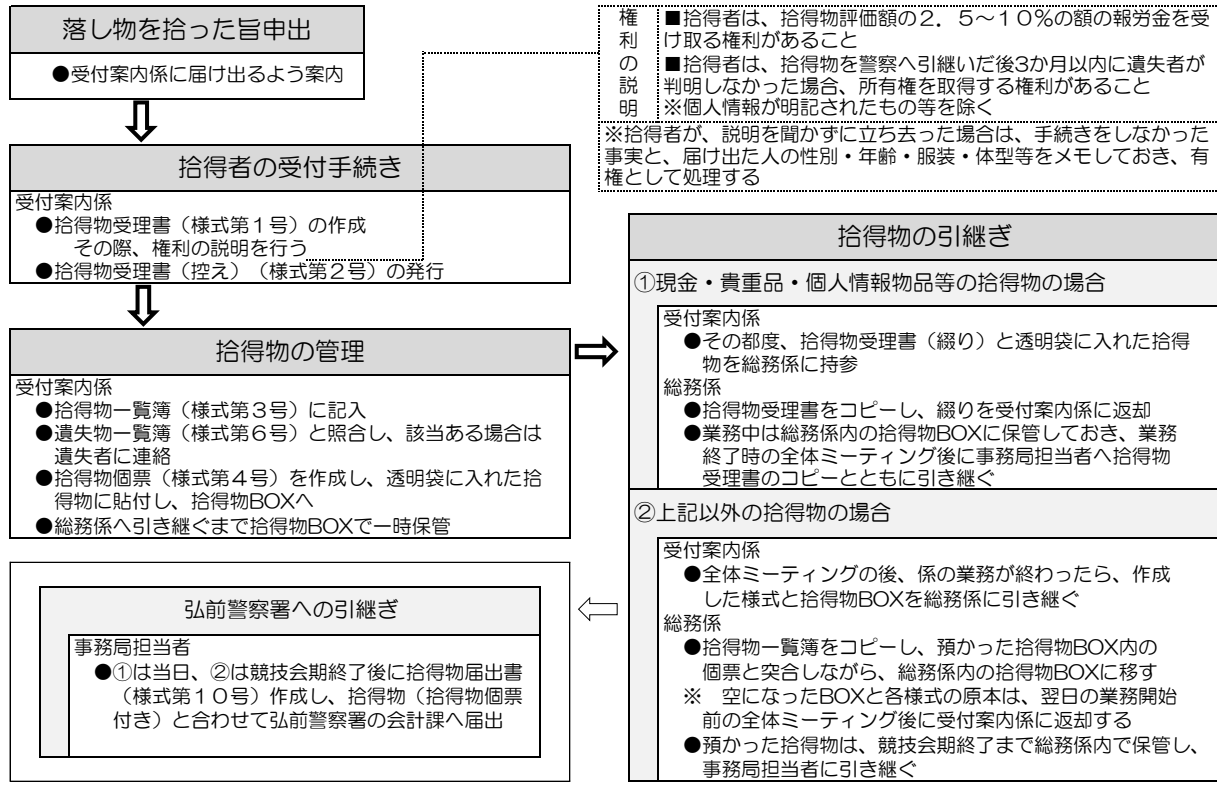
- (1) 実施本部総務係は、当日の競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を市実行委員会へ引き継ぐ。ただし、拾得の翌日から起算して7日以内に弘前警察署へ届け出る必要があるため、速やかに引き継ぐ。なお、拾得物が、現金・貴重品・個人情報物品等の場合は、当日中に市実行委員会を經由し弘前警察署へ届け出る。
- (2) 市実行委員会は実施本部総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第10号）を添えて弘前警察署へ届け出る。
- (3) 市実行委員会は、拾得物を弘前警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、弘前警察署へ届け出た旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を弘前警察署へ伝える。

6 その他

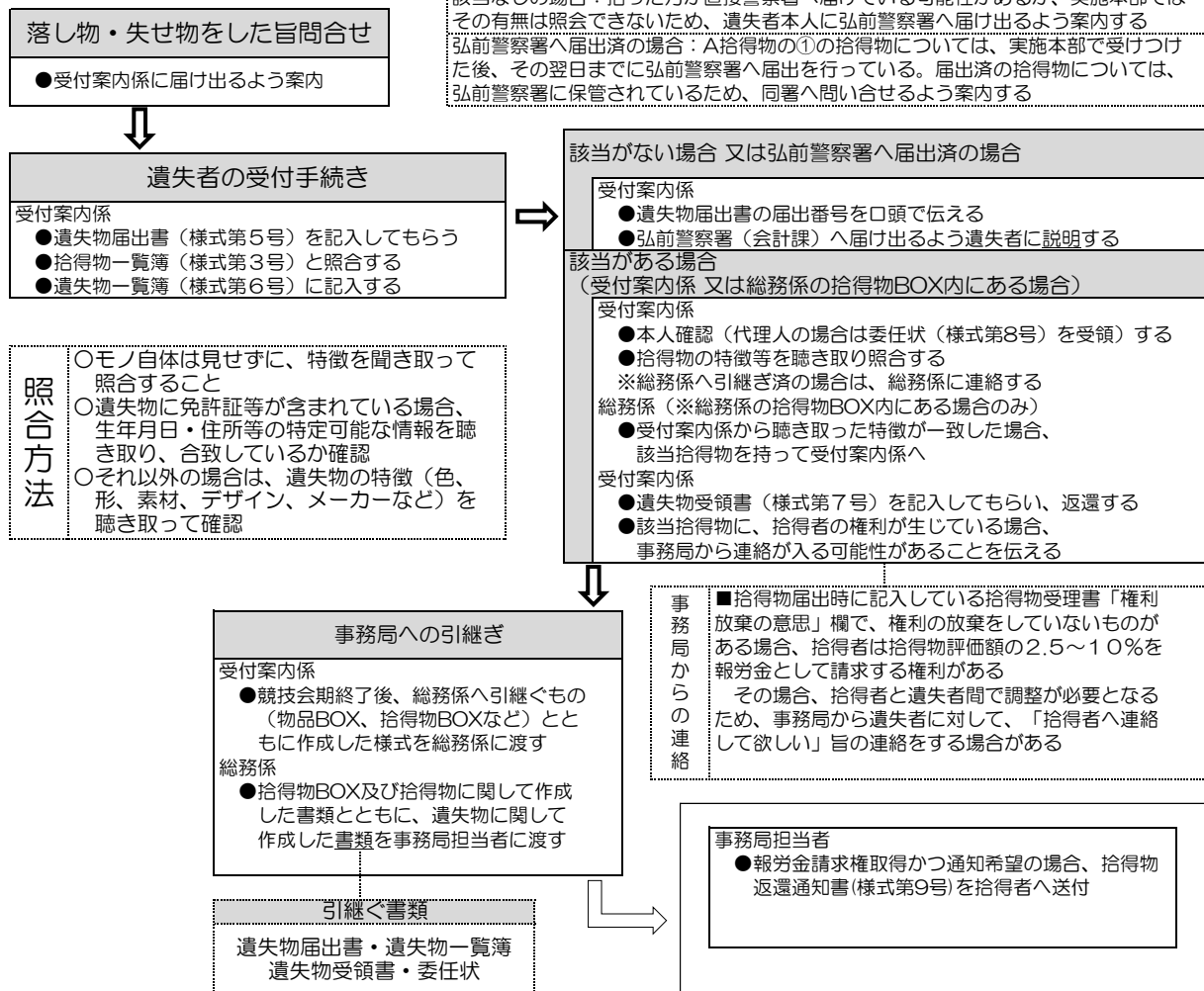
- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、この要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける遺失物・拾得物の取扱いについては、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

拾得物・遺失物の対応フロー

A 拾得物



B 遺失物届出・返還



拾 得 物 受 理 書

受 理 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分											
拾 得 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃											
拾 得 場 所													
物 件	現 金	総 額		金 額 内 訳									
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	
			10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円		500 円		
			100 円		50 円		10 円		5 円		1 円		
	物 品	種 類		特徴等 (形状・模様・品質等)								点 数	
拾得者	氏 名	フリガナ				電 話	自 宅						
							携帯電話						
	住 所	〒											
権利放棄 の 意 思	上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金の請求権を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 権利を放棄しません。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会 会長 様 拾得者氏名 (自署).....												
氏 名 等 告 知 の 同 意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無 ※権利を放棄しない場合は記入											
拾得物返還通知書の希望		※権利放棄しない場合、かつ氏名等告知の同意「有」の場合に記入 ☐ 有 ☐ 無											
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権											
備 考		上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会 会長 取扱担当者氏名 (自署)..... ※取扱担当者氏名がないものは無効											

※太枠内部分は、原則として拾得者に記入していただくこと。

拾 得 物 受 理 書 (控 え)

※当該拾得物が警察署に届けられた後、警察から
拾得者様宛に拾得物の通知をすることがあります。

受 理 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分											
拾 得 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃											
拾 得 場 所													
物 件	現 金	総 額		金 額 内 訳									
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	
			10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円		500 円		
			100 円		50 円		10 円		5 円		1 円		
	物 品	種 類		特徴等 (形状・模様・品質等)								点 数	
拾得者	氏 名	フリガナ					電 話	自 宅					
								携 帯 電 話					
	住 所	〒											
権利放棄 の 意 思		上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金の請求権を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 権利を放棄しません。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会 会長 様 拾得者氏名 (自署)...											
氏 名 等 告 知 の 同 意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無 ※権利を放棄しない場合は記入											
拾得物返還通知書の希望		※権利放棄しない場合、かつ氏名等告知の同意「有」の場合に記入 ☐ 有 ☐ 無											
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権											
備 考		上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会 会長 取扱担当者氏名 (自署).. ※取扱担当者氏名がないものは無効											

注1 この拾得物受理書（控え）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）及び弘前警察署（以下「弘前署」という。）から通知があった場合、確認に必要になりますから紛失しないように大切に保管してください。

2 拾得者は、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取れます。（権利放棄された方は該当しません。）

3 落とし主がわからないときは、本日から7日以内に市実行委員会から弘前署へ提出します。
なお、弘前署への提出後、さらに3か月を経過しても落とし主がわからないときは、あなたがこの物件の所有権を取得できます。（権利放棄された方は、該当しません。）
ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。

4 詳細につきましては、弘前署へ問い合わせてください。
あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、市実行委員会が弘前署へ届出した翌日から3か月を経過した日から2か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。

5 弘前警察署 〒036-5057 住所 弘前市大字八幡町三丁目三番地二
電話 0172-32-0111

競技名(種別) _____

受 理 会 場 _____

拾 得 物 一 覧 簿

受理 番号	拾得日時	拾得場所	物件（種類及び数量）			拾得取扱担当者	備考
			現金	物品	形状・特徴・ 在中品の内訳等	返還取扱担当者	
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

※ 受理番号については、複写式の拾得物受理書の受理番号と同一となるよう、競技開始日からの通し番号を記載してください。

※ 受理番号については、数字の前に、空－1、空－2等競技名の先頭の文字を先に記入し競技名がわかるようにしてください。

参考例（空手：空－1、空－2 弓道：弓－1、弓－2、ソフトボール：ソー1、ソー2、高校野球：野－1、野－2 など）

様式第 4 号

拾 得 物 個 票		
受 理 番 号	第 号	
受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

※受理番号には、様式 3 で示した、競技名一部を
先頭に記載してください。
例：空手：空－1、空－2、
弓道：弓－1、弓－2 等

様式第 4 号

拾 得 物 個 票		
受 理 番 号	第 号	
受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

※受理番号には、様式 3 で示した、競技名一部を
先頭に記載してください。
例：空手：空－1、空－2、
弓道：弓－1、弓－2 等

様式第 4 号

拾 得 物 個 票		
受 理 番 号	第 号	
受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

※受理番号には、様式 3 で示した、競技名一部を
先頭に記載してください。
例：空手：空－1、空－2、
弓道：弓－1、弓－2 等

様式第 4 号

拾 得 物 個 票		
受 理 番 号	第 号	
受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

※受理番号には、様式 3 で示した、競技名一部を
先頭に記載してください。
例：空手：空－1、空－2、
弓道：弓－1、弓－2 等

遺失物届出書

届出番号		第 号								
届出日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分								
遺失日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃								
遺失場所										
遺失者	住 所	〒								
	フリガナ									
	氏 名									
	電 話	自 宅 ()				携帯電話 ()				
物 件	現 金	総 額	金 額 内 訳							
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円	
			500 円		100 円		50 円		10 円	
			5 円		1 円					
	物 品	種 類	特徴等（形状・模様・品質等）						点 数	
備 考										
上記の旨について、誤りがないことに同意します。 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会 会長 様 令和 年 月 日 署名 _____ (自署)										

拾得物一覧簿（様式第3号）と照合し、該当する物件がなかった場合には、
当該遺失者に対して、弘前警察署へ届け出るように説明すること。

拾得物一覧簿（様式第3号）に該当する物件があった場合			
連絡日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分		
返還取扱担当者		受理番号	第 号
連絡結果	☐ 遺失者本人へ連絡	令和 年 月 日	
	☐ 遺失者本人へ返還	令和 年 月 日（郵送の場合は着払い）	
	☐ 拾得者へ電話連絡	令和 年 月 日	
	☐ 拾得者への返還通知書の送付	令和 年 月 日	
	☐ 拾得者への返還通知希望無し		

競技名(種別) _____

受 理 会 場 _____

遺 失 物 一 覧 簿

届出 番号	遺失日時	遺失場所	遺失物			受理取扱担当者	備考
			現金	物品	形状・特徴・ 在中品の内訳等	返還取扱担当者	
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						

※ 届出番号については、複写式の拾得物受理書の受理番号と同一となるよう、競技開始日からの通し番号を記載してください。

※ 届出番号については、数字の前に、空－１、空－２等競技名の先頭の文字を先に記入し競技名がわかるようにしてください。

参考例（空手：空－１、空－２ 弓道：弓－１、弓－２、ソフトボール：ソ－１、ソ－２、高校野球：野－１、野－２ など）

遺失物受領書

受理番号		第 号	
拾得物件	現 金	金 _____ 円	
	物 品	種 類	特徴等(形状・模様・品質等)
上記の物件を受領しました。			
令和 年 月 日			
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市実行委員会 会長 様			
住 所 _____			
氏 名 _____ (自署)			
電 話 _____ () _____			
拾得者に対して、住所・氏名・電話番号を教えることに ☐ 同意します。 ☐ 同意しません。			
返還時本人確認方法		☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ その他 ()	
返 還 担 当 者			

※太枠内部分は、原則として遺失者に記入していただくこと

委任状

遺失物の受取を下記の者に委任しました。

受任者住所 _____

氏名 _____ 委任者との関係 _____

令和 年 月 日

委任者（遺失者）住所 _____

電話番号 _____

氏名 _____ （自署）

年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会 会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受番号 ）は、
年 月 日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%（施設内で拾得した物件についてはその2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利があります。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

遺失者には、速やかにあなたに報労金を支払うよう説明してありますので、この通知書より先に遺失者から連絡がある場合がありますので申し添えます。

また、遺失者の氏名及び住所を知りたいときは、下記にお問い合わせください。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市実行委員会事務局
（弘前市健康こども部スポーツ局国スポ・障スポ推進課内）
所 在 地 弘前市上白銀町1番地1

電話番号 0172-40-0583

拾 得 物 届 出 書

弘前警察署長 様

住所
事務所名
代表者名
担当者氏名(自筆)
電話番号

弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市役所
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
弘前市市実行委員会 会長
事務局

0172-40-0583

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会は一切の権利を放棄します。

競技別(種目)
受理会場
会場住所

受理 番号	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名・住所・電話番号等	権利等	拾得及び交付日時・場所	備考
	現金(内訳)	物品				
1						空き番号
2						空き番号
3						空き番号